

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成26年 8月26日（火）

担当課：健康福祉部 介護保険課

件 名：（仮称）大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の制定について	
提出理由：第3次一括法の施行により、介護保険法が一部改正されたことに伴い、（仮称）大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等を制定するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 ・介護保険法第115条の22等に基づき、介護予防支援等の事業を提供しようとする者は、市から指定を受ける必要がある。 ・指定にあたっては、厚生労働省令（以下、「省令」という。）で定められた人員配置や運営方法等の基準を遵守しなければならないとされている。 ・平成26年4月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下、「第3次一括法」という。）が施行された。 ・これにより、介護保険法が改正され、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準について、条例で定めることが義務付けられた。 ・経過措置として、平成26年4月1日以降、各市町村において条例が定められるまでの最長一年間は、省令で定める基準を市町村の条例とみなせることとなっている。 2. 条例等の制定についての考え方 ・条例の制定にあたっては、省令に従うべき基準と参酌すべき基準が定められている。 ・参酌すべき基準については、これまでも省令で定める基準に基づいて事業者の指定を行ってきたが、特段の問題は生じてこなかったことから、原則として省令で定める基準を踏襲して条例を規定する。 ・サービス提供の記録保管期間については、省令では2年間と定められているが、介護報酬の過払返還請求の時効期間や他のサービスとの整合を図るため、5年間と定める。	・既存の例規とのバランスを考え、基本方針と事業者の基準についてのみ条例で定める。 ・その他の人員及び運営の基準等については規則で定める。 3. 条例及び規則の内容 (1) 条例で定める内容 ・制定の趣旨 ・用語の定義 ・基本方針 ・事業者の基準 ・規則への委任 (2) 規則で定める内容 ・人員に関する基準 ・運営に関する基準 ・介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 ・基準該当介護予防支援に関する基準 4. 県内各市の状況 (1) 独自基準を定める市：12市 川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、大和市 ※記録保管期間を5年間とする部分のみを独自基準とするもの (2) 省令どおりとする市：なし (3) 検討中の市：7市 横浜市、平塚市、鎌倉市、逗子市、秦野市、座間市、綾瀬市
経 過 H18. 4 介護保険法の改正により介護予防支援事業開始 H25. 6 第3次一括法公布 H26. 4 第3次一括法施行	今後の予定 H26. 9 介護保険サービス審議会への諮問 H26. 9 市民意見公募手続の実施 H26. 12 議案上程 H27. 4 条例施行